

令和7年度 田原市児童クラブのしおり（夏季）



児童クラブとは

就労などの理由で昼間自宅に保護者がいない児童のために
適切な生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

目 次

保護者の皆さんへ	1
児童クラブについて	2
児童クラブのきまり	3
スポーツ安全保険	5
コドモン	6
緊急時の対応	7
地震災害避難場所	8
南海トラフ地震臨時情報	8
田原市公営児童クラブ一覧	9



保護者の皆さんへ

「しおり」に記載されている内容を確認し、ルールを守ってご利用ください。

1 児童クラブへの連絡（コドモンを利用。6ページ参照）

連絡内容	連絡方法
平日の出席連絡	不要です。
事前（前日まで）の欠席連絡	コドモン[連絡]▶[欠席]を入力。
当日の欠席連絡	コドモン[連絡]▶[欠席]を入力し、クラブへ直接電話連絡。
第2・4土曜日の出席連絡	コドモン[連絡]▶[出席]を入力。
保護者以外がお迎え	コドモン[連絡]▶[お迎え]を入力。
お迎えが遅くなる	どうしても午後6時を過ぎてしまう場合は、できるだけ早めにクラブへ電話で連絡（クラブの電話番号は9ページ）。

※クラブにより連絡期日が異なる場合がありますので、詳細は「コドモンのルール」をご確認ください。

【出校日など、学校がある日の連絡方法】

- ①学校と児童クラブの両方を欠席
⇒「学校」と「児童クラブ」それぞれへ欠席連絡をする。
- ②学校には登校し児童クラブはお休み
⇒「学校」には連絡帳で児童クラブ欠席を伝える。
「児童クラブ」には上記の方法で欠席連絡をする。

学校への連絡も
忘れずに！

2 お迎え（3ページ参照）

お仕事が終わったら、お子さんの気持ちを第一に考えて、お迎えを最優先してください。

3 学習指導

児童クラブでは、学校の宿題を行う時間を設けていますが、正解を教えるという指導は行っていません。帰宅後にはお子さんの宿題に対する取り組み等の確認をお願いします。

4 学校の授業がない日（一日開所日）の受け入れ時間（2ページ参照）

一日開所日の受け入れは、午前8時00分からです。施設の裏口から勝手に入ることや、早朝から児童を外で待たせておくことは大変危険ですとおやめください。

5 警報発表時や学級閉鎖時の対応（7、8ページ参照）

警報発表時等の急なお迎えは、仕事の都合上難しい場合もあるかと思いますが、お子さんの安全を考え、ご協力をお願いします。

6 退所（3ページ参照）

保護者の退職等で、児童がご家庭で過ごせるようになった場合は、児童クラブをより必要としている方に利用していただくためにも、退所のご協力をお願いします。

児童クラブについて

1 対象児童（入所できる児童の条件）

市内小学校に在学する小学校1年生から6年生までの児童で、保護者（※1）のすべてが次のいずれかに該当する児童

- (1) 保護者が昼間（※2）において毎月12日以上、勤務日は4時間以上児童と離れて家事以外の労働をしている（学校休業日は除く）。
- (2) 保護者が産前2か月～産後3か月に該当する。
- (3) 保護者が疾病、負傷、精神または身体に障害を有している。
- (4) 保護者の家庭等に疾病または心身に障害のある者がおり、保護者が昼間において毎月12日以上、看護日は4時間以上かつ午後3時以降まで看護している（学校休業日は除く）。
- (5) 災害によって居宅を失い、または破損しており復旧中である。

※1…同一敷地内に同居の65歳未満の祖父母を含む

※2…午前8時から午後5時まで

2 開所日時（クラブが開いている日）

- ①学校のある日 ②第2・4土曜日（8月を除く）
 ③長期休暇（夏・冬・春休み） ④学校行事による振替休日などの学校休業日

	開所時間
小学校の授業がある日（①）	学校終了後～午後6時
小学校の授業がない日（②、③、④）	午前8時～午後6時

3 閉所日（クラブがお休みの日）（※3）

	土曜日	日曜日	祝日	お盆休み	正月休み
閉所日	第1・3・5 （8月は全日）	全日	全日	8月13日～ 8月16日	12月29日 ～1月5日

※3…上記に加え、その他市長が必要と認めた日

4 利用料・活動費・スポーツ安全保険

項目	利用料（※4）	備考
通年	月額5,000円 8月のみ7,000円	多子世帯の負担軽減（※5）あり 利用料免除制度（※6）あり
夏休み	7月3,000円 8月7,000円	7月（7月22日から7月31日） 8月（8月1日から8月31日） 多子世帯の負担軽減、利用料免除制度あり
活動費	月額2,000円以内	各クラブの活動に合わせた必要額
スポーツ安全保険料	年額800円	※5ページ参照

※4：児童1人あたりの金額です。利用料の日割りはありません。

※5：同じ世帯において児童が複数人同時に児童クラブに入所している場合の利用料について、最年少の児童から順に2人目は半額、3人目以降については無料（例：きょうだい等）。

※6：市民税非課税世帯、生活保護世帯及び児童扶養手当受給者の方は申請により利用料免除。

児童クラブのきまり



1 クラブへの送迎

- (1) 児童の送迎は、原則保護者の方でお願いします（きょうだい等がお迎えにくる場合は、高校生以上）。保護者以外が送迎する場合は「児童の送迎に関する誓約書」を提出してください。
※用紙は各クラブ、HP、生涯学習課にあり。
- (2) お迎え時間は午後6時までです。どうしても遅れてしまう場合は、なるべく早めにクラブへ電話連絡してください。
- (3) 仕事等でお迎えが間に合わない場合、ファミリー・サポート制度もご利用いただけます。



◀ファミリー・サポート
制度HP

2 休所・退所・各種変更

web フォームから届出、もしくは各用紙（各クラブ、HP、生涯学習課にあり）を生涯学習課か各クラブに提出してください。詳細は市ホームページをご覧ください。

(1) 休所の場合

月単位でのお休みは、前月25日までに「児童クラブ休所届」を提出してください。

(2) 退所の場合

児童クラブをやめる場合は、前月25日までに「児童クラブ退所届」を提出してください。

(3) 各種変更（例：氏名・住所・保護者の職場等）があった場合

当初の申込内容から変更があった場合は「児童クラブ変更届」をすみやかに提出してください。

※上記の届出がなくクラブを休む場合は、当月に利用がなくても利用料を納付していただきます。

市HP▶



3 クラブの持ち物

各クラブの「活動内容」をご覧ください。



 PayPay がオススメ！

- ・小銭の用意がいない！
- ・ポイントが貯まる！

4 利用料（ PayPay 払い か 現金払い）

7月分は個別説明会時に支払い、8月分は8月10日までに児童クラブに支払います。

PayPay 払い か 現金払い が選択できます。利用料は月単位で日割りはありません。

5 利用料免除

市民税非課税世帯（※）、生活保護世帯、児童扶養手当受給者の方は申請により提出月の翌月から利用料が免除となります。該当する方は、生涯学習課または児童クラブに「児童クラブ利用料免除申請書」を提出してください。

※調査年の1月1日現在田原市の住民でなかった方は、「市町村民税非課税証明書」（各市町村発行のもの）も併せて提出してください。

6 活動費（現金払いのみ）

活動費は利用料とは別にクラブで集めます。文房具・工作用品・おやつ等の購入にあてています。おつりがないう月謝袋に活動費を入れ、児童クラブに提出してください。

7 児童クラブ活動中のケガ・体調不良等の対応

児童がケガをした場合や体調不良になった場合は、手当をする、児童クラブで休ませる等の応急処置の対応をとります。児童の状況に応じて、受診についての判断や同意を得るため保護者に連絡をとることもあります。連絡がとれない場合で緊急を要する場合は、生涯学習課の職員や児童クラブの指導員が協力して受診させる場合があります。

8 スポーツ安全保険の加入

万が一の場合に備えて児童クラブでスポーツ安全保険に加入していただきます。詳しくは5ページをご覧ください。

9 クラブで薬を飲む、塗る場合

(1) 児童が自分自身で薬を飲む、塗る場合

アプリ「コードモン」の[連絡]>[その他]などで、飲みたい（塗りたい）薬があることを事前にクラブに伝えてください。

(2) 薬の投与を指導員に判断してもらいたい場合

「内服薬等の投薬・処置時の介助協力について」を予めクラブに提出しておいてください。

10 習いごと

児童クラブ活動中、クラブから各種習いごとに通うことができます。往復時の事故については保護者の責任となりますので、ご了承ください。

11 昼食

基本的に一日開設日となりますので、昼食を持たせてください。

○作ったお弁当でも、買ってきたお弁当でも OK です。

- ・お弁当、おにぎり、サンドイッチ、菓子パン、惣菜パンなど。
- ・麺類を持たせる場合は、汁の持ち帰りができるようタッパー等を用意してください。
- ・匂いが強いものは、密封してください（クラブ内に匂いが充満してしまうため）。
- ・アレルギー対策は各自で対応してください。

・**保冷バッグに保冷剤を入れるなど、食中毒対策は各自でお願いします。**

※お菓子（スナック菓子等）はやめてください（おやつの時間は大丈夫です）。

○デザートのルール

- ・果物なら1人で食べきれる量にしてください。一口ゼリーであれば2、3個。

※お弁当もデザートも友達にあげてはいけないルールです（アレルギー対策）。

○その他

- ・食事のゴミはお持ち帰りください。
- ・レンジで温めることはでき兼ねます。冷めていても食べやすい物を持たせてください。
- ・菓子パンなど、単品では栄養が不足するものもあるかと思います。栄養面については各家庭で補っていただくようお願いします。



スポーツ安全保険

1 スポーツ安全保険とは

公益財団法人 スポーツ安全協会が契約者となり、児童クラブの児童を被保険者として、損害保険会社との間に、傷害保険（突然死葬祭費用保険を含む。）および賠償責任保険を一括契約した補償制度です。

2 補償対象となる事故の範囲

(1) 児童クラブでの活動中の事故

(2) 児童クラブが指定する集合・解散場所と児童の自宅との通常の経路往復中の事故

※学校管理下での活動は補償対象となりません。また、故意による器物破損等の場合も対象外となります。

3 補償の内容（概要）

区分	内容	金額	補償対象
傷害保険	死亡	3,000 万円	急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。
	後遺障害	4,500 万円	
	入院日額（治療 1 日目から補償）	4,000 円	
	通院日額（治療 1 日目から補償）	1,500 円	
賠償責任保険 対人・対物賠償	1 事故あたり （1 人あたり）	～5 億円 （～1 億円）	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。
突然死葬祭 費用保険	突然死による 葬祭費用	180 万円	突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

4 保険料（ PayPay 払いか現金払い）

児童クラブの入所承認決定後に、年額 800 円のお支払いをお願いします。現金の場合はおつりのないようにご用意ください。申込は年度毎で、毎年 1 回加入する必要があります。

5 事故があった場合

事故があった場合、すみやかに児童クラブ指導員までご連絡ください。保険の補償対象になる場合は、生涯学習課の職員または児童クラブの指導員から案内があります。

①児童クラブの指導員から保護者へ「スポーツ安全保険事故通知」ハガキをお渡ししますので、必要事項を記入のうえ児童クラブへ提出してください。

②保険会社から直接保護者へ「スポーツ安全保険 傷害保険金請求書」が送付されますので、必要事項を記入して保険会社へ提出してください。

児童クラブと保護者の連絡に使うアプリです。保護者の方は、入所日までに必ずアプリのダウンロードとお子さんの登録をお願いします。以前に他の施設（保育園など）でコドモンを利用されていた場合も、新たに登録が必要です。

1 コドモンでできること

- (1) 連絡：児童クラブへの出席・欠席・遅刻・お迎え・その他連絡ができます。
- (2) お知らせの受信：児童クラブや生涯学習課からの連絡事項を確認できます。
- (3) 入退室の確認：お子さんの児童クラブへ入室、退室を確認できます。
- (4) カレンダーの確認：児童クラブの行事や閉所日などの予定を確認できます。
- (5) アンケート回答：各種アンケートに回答できます。

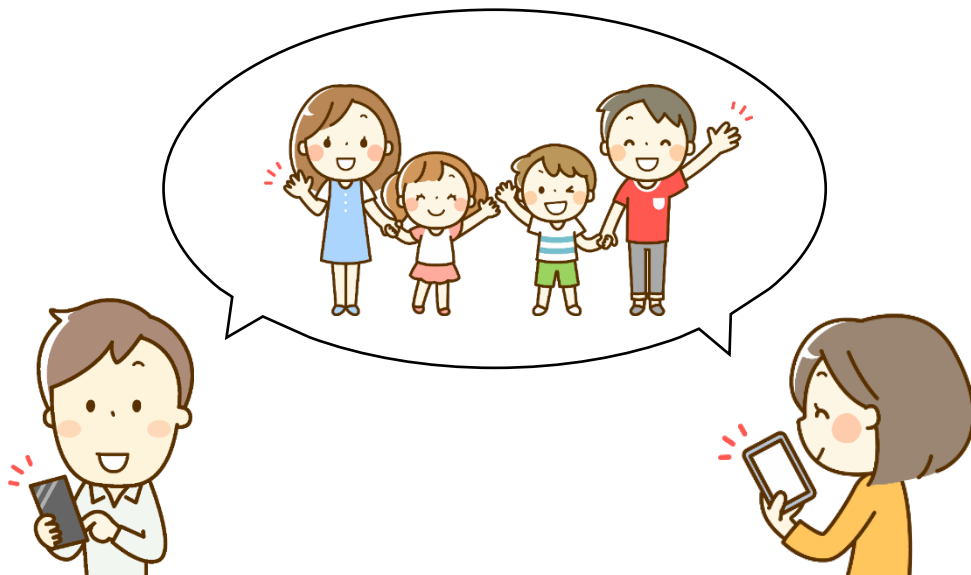
2 コドモンでの連絡ルール（1ページのとおり）

連絡内容	連絡方法
平日の出席連絡	不要です。
事前（前日まで）の欠席連絡	コドモン[連絡]▶[欠席]を入力。
当日の欠席連絡	コドモン[連絡]▶[欠席]を入力し、クラブへ直接電話連絡。
第2・4土曜日の出席連絡	コドモン[連絡]▶[出席]を入力。
保護者以外がお迎え	コドモン[連絡]▶[お迎え]を入力。
お迎えが遅くなる	どうしても午後6時を過ぎてしまう場合は、できるだけ早めにクラブへ電話で連絡。

※クラブにより連絡期日が異なる場合がありますので、詳細は「コドモンのルール」をご確認ください。

3 その他

アプリのインストールについては、承認通知書と併せて送付する「保護者アプリのご案内」をご確認ください



緊急時の対応

緊急時には、児童の安全を考慮して以下の対応から変更となる場合がありますので、あらかじめご了承くださいとともに生涯学習課の職員及び児童クラブの指導員の指示に従ってください。

1 暴風警報発表または台風接近時の対応

田原市に暴風警報が発表された場合、または暴風警報発表前に学校が休校・一斉下校となった場合の対応は次のとおりです。

- (1) 暴風警報が発表され、午前6時までに警報が解除された場合⇒ 児童クラブは開所
- (2) 暴風警報が発表され、午前6時を過ぎても警報が継続している場合⇒ 児童クラブはお休み
- (3) 台風接近に伴い、暴風警報発表前に学校が休校となった場合⇒ 児童クラブはお休み
- (4) 暴風警報が学校の授業中に発表された場合、または台風接近に伴い、暴風警報発表前に学校が一斉下校となった場合、線状降水帯などによる大雨等で学校から保護者へ児童引渡しとなった場合⇒ 児童クラブはお休み（下校は学校の指示に従ってください）
- (5) 児童クラブで活動中に暴風警報が発表された場合⇒ 児童クラブは途中からお休み。保護者の方はすみやかに迎えをお願いします。

番号	暴風警報		対応
	発表時刻	解除時刻	
(1)	午前6時前	午前6時前	児童クラブは通常どおり開所
(2)	午前6時前	午前6時以降	学校が休校となるため児童クラブもお休み
(3)	午前6時～学校開始前	発令中	学校が休校となるため児童クラブもお休み
(4)	学校の授業中	発令中	学校が休校となるため児童クラブもお休み
(5)	児童クラブ活動中	発令中	児童クラブまですみやかに迎えをお願いします

2 感染症等による臨時休校時の対応

学校が学級・学年・学校閉鎖、臨時休校となった場合の対応は、次のとおりです。

- (1) 学校が学級閉鎖となった場合 ⇒ 閉鎖対象外の学級の児童は通常どおり受け入れ
- (2) 学校が学年閉鎖となった場合 ⇒ 閉鎖対象外の学年の児童は通常どおり受け入れ
- (3) 学校が学校閉鎖となった場合 ⇒ 児童クラブはお休み
- (4) 学校が臨時休校となった場合 ⇒ 児童クラブはお休み

3 地震発生時の対応

田原市で震度4以上の地震（以下「大規模地震」という。）が発生した場合の対応は、次のとおりです（南海トラフ臨時情報の発表時の対応は8ページをご覧ください）。

- (1) 在宅中に大規模地震が発生
⇒ 児童クラブはお休み（学校は地震発生の恐れがなくなるまで休校となります）
- (2) 学校の授業途中に大規模地震が発生
⇒ 児童クラブはお休み（学校の指示に従ってください）
- (3) 児童クラブの指導時間中に大規模地震発生
⇒ 児童クラブは途中からお休み。児童クラブから地震災害避難場所（8ページ参照）または地震避難所に避難します。保護者の方はすみやかに迎えをお願いします。

地震災害避難場所

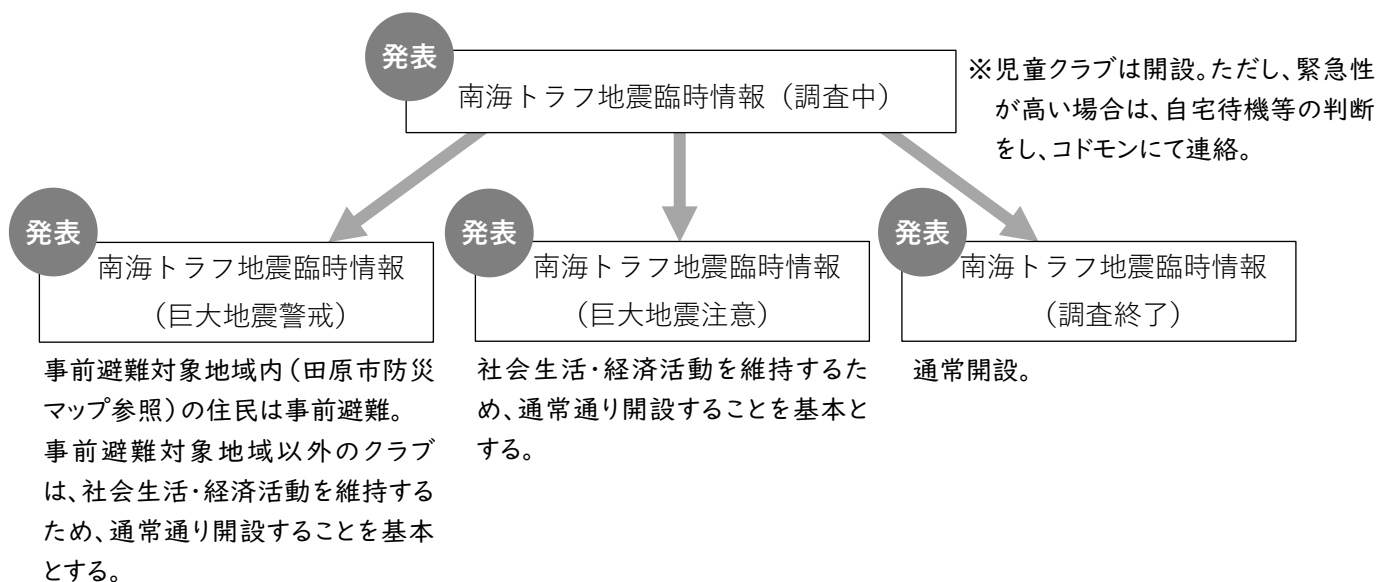
※児童の安全を第一に考慮し、気象状況や建物状況により避難場所を急遽変更する場合があります。

児童クラブ	地震災害避難場所	海拔 (m)	児童クラブ	地震災害避難場所	海拔 (m)
六連	六連小学校運動場	39.4	赤羽根	赤羽根中学校運動場	22.6
神戸	神戸小学校運動場	20.4	若戸	若戸小学校運動場	31.8
大草	大草小学校運動場	21.1	中山	福江中学校運動場	6.1
東部	田原東部市民館前広場	7.2	福江	福江小学校運動場	10.6
南部	田原南部市民館前広場	18.9	清田	清田小学校運動場	5.8
童浦	童浦小学校運動場	12.0	泉(※)	泉市民館前広場(第1次)	2.4
中部	田原中部小学校運動場	9.0		渥美文化会館(第2次)	23.3
衣笠	衣笠小学校運動場	16.6	伊良湖岬	伊良湖岬小学校運動場	16.7
野田	野田小学校運動場	12.3	亀山	亀山小学校運動場	4.7
高松	高松小学校運動場	25.0			

※第1次が使用不可の場合は第2次を使用

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。



【避難所】田原市では、災害の種別に応じて避難所を分けています。

- ・台風・豪雨等の場合 ⇒ 風水害避難所（各市民館、ただし田原中部小学校区は崋山会館）
- ・津波の場合 ⇒ 津波避難施設



市HP
(津波避難施設)

- ・地震の場合 ⇒ 地震災害避難場所または地震避難所(※)

※児童クラブから上記の「地震災害避難場所または地震避難所」へ避難するのは7ページの「3地震発生時の対応」の(3)に記載されている地震が発生した場合のみとなります。

田原市公営児童クラブ一覧



番号	クラブ名	電話番号	開所場所
		メールアドレス	住所
1	六連児童クラブ	080-1572-0050	六連市民館
		mutsure-kk@au.com	六連町西ノ川51番地
2	神戸児童クラブ	080-1572-0043	神戸市民館
		kanbe-jc@au.com	神戸町前畑19番地
3	大草児童クラブ	090-1411-1974	大草市民館
		okusa-kk@au.com	大草町北神35番地1
4	東部児童クラブ	090-7611-4907	田原東部市民館
		tobu-jc@au.com	谷熊町鍛冶屋前1番地1
5	南部児童クラブ	080-8260-3738	田原南部市民館
		nanbu-kk@au.com	大久保町北浅場13番地2
6	童浦児童クラブ	080-1572-0042	童浦小学校
		080-5166-9971 (夏季期間限定・夏季利用児童用)	
		doho-jc@au.com	浦町米山64番地1
7	中部児童クラブ	080-1572-0046	田原中部小学校
		chubu-jc@au.com	田原町殿町33番地
8	衣笠児童クラブ	080-1572-0044	衣笠市民館
		kinugasa-jc@au.com	
		080-1572-0045 (夏季期間限定・夏季利用児童用)	田原町栄巖51番地
9	野田児童クラブ	080-1572-0048	野田小学校
		noda-jc@au.com	野田町宮前1番地
10	高松児童クラブ	080-1572-0051	高松市民館
		takamatsu-kk@au.com	高松町中村69番地1
11	赤羽根児童クラブ	080-1572-0047	赤羽根小学校
		akabane-jc@au.com	赤羽根町西瀬古87番地
12	若戸児童クラブ	080-6901-9971	若戸市民館
		wakato-kk@au.com	若見町新居6番地
13	中山児童クラブ	080-6960-9971	中山市民館
		nakayama-jc@au.com	中山町神明前146番地1
14	福江児童クラブ	080-1572-0049	福江市民館
		fukue-jc@au.com	福江町中紺屋瀬古8番地
15	清田児童クラブ	090-5637-7911	清田市民館
		kiyota-kk@au.com	古田町宮ノ前32番地1
16	泉児童クラブ	080-6917-9971	泉市民館
		izumi-jc@au.com	江比間町二字郷中58番地2
17	伊良湖岬児童クラブ	090-1411-3093	伊良湖岬小学校
		iragomisaki-kk@au.com	小塩津町宮構2番地7
18	亀山児童クラブ	090-3135-3531	亀山小学校
		kameyama-kk@au.com	亀山町小中原68番地1